

施策 10

地域や教育関係機関との連携による教育力の向上

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(学校支援課)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムを構築するとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方を検討するなど、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組めます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行や、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年に改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれる中で、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民などが学校運営に参画している学校づくりが求められる。 地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育情報の共有化がますます求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する情報が広く行き届くよう情報提供の充実が求められる。 教育広報誌の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実する。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
39	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（小学校）	校	1	1	1	3	5	11	10	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（中学校）	校	0	0	1	1	2	4	5	学校支援課
40	学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合	%	48.7	51.3	44.0	43.9	57.3		55	指導室
41	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数（小学校）	校	16	16	14	41	44		44	学校支援課
	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数（中学校）	校	4	4	5	10	16		23	学校支援課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	70,041千円	64,109千円	77,802千円	257,184千円
事業費	17,151千円	15,376千円	24,166千円	217,865千円
人件費	52,890千円	48,733千円	53,636千円	39,319千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。</p> <p>◆長引く不況による保護者の就業の不安定化等がPTA活動の低迷を招いている。父親やPTA活動に無関心な層への啓発が必要である。</p> <p>◆地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）については、着実に成果をあげ、小学校については目標に到達することができた。今後、施策内容の検討も含め、よりよい目標値を設定していく。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆教育委員会広報を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。</p> <p>◆開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実により活性化を図る。</p> <p>◆学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく学校支援地域本部事業を拡大していく。</p> <p>◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<p>・学校支援地域本部が有効に機能するよう、積極的な事業推進に取り組むとともに、事業実施校の拡大を図る。</p> <p>・開かれた学校づくりに向け、地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、実効性のある取り組みを検討する。</p> <p>・学校や他部署と連携しながら、地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取り組みを推進する。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿
 地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み

①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、地域住民や団体が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>区は、現行の児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、児童虐待通告の一義的窓口として、事実確認等を行うとともに、江東区要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>平成21年9月、東京都が定めた「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」(H26年5月改訂)により児童相談所と区市町村の円滑な連絡・調整の基本的なあり方が示され、都区の連携を進める基礎となっている。</p> <p>児童虐待に関する相談件数は増加を続けており、関係者の危機感が高まっている一方、近隣や近親者相互の人間関係の希薄化もあり、社会全体でこどもを育てていく必要性が高まっている。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定されている。さらに平成20年7月教育振興基本計画に特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」が位置づけられた。</p> <p>臨海地域における高層マンション建設の急増により、子育て支援諸施策の対象となる世帯が急増している。豊洲地区では、児童虐待の通告件数も増加しており、その規模は既存の町会、民生・児童委員など地域コミュニティの支援力を超えたものとなっている。</p>	<p>児童虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なりスクが複雑にからみ合っていると捉えられており、児童人口増加と、相談窓口や通告に関する一層の普及により、当面、相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。児童虐待への対応については、一義的対応を行う区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関の連携が一層重要となっていく。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加する。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>江東区における児童虐待相談対応件数は、平成21年度には429件であったが、平成25年度には564件となり、増加傾向にある。緊急対応を要する身体的虐待もあるが、児童虐待の多くは施設保護に至らない地域在宅支援ケースであり、重症化や再発の防止に向けて、地域において関係機関が連携して支援していく必要がある。</p> <p>家庭教育学級事業への参加者は、平成21年度1,282人、平成22年度2,063人、平成23年度2,413人、平成24年度2,270人、平成25年度2,135人である。幼児を持つ親の家庭教育学級、小学生の親の家庭教育学級、中学生の親の家庭教育学級、地区家庭教育学級などがある。</p> <p>初婚年齢の高齢化、第1子出産年齢の高齢化、就業率の向上などにより学習者の学習ニーズは多様化、個別具体化している。</p>	<p>こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待に対し、虐待の状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童相談所等との連携を強化するとともに、対応力の一層の強化充実が必要となる。また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>各保育施設・教育機関は、こどもの日常の変化を身近に感じられる重要な場所であり、安全を守るための場所でもある。虐待を未然に防ぐためにも、区や関係機関との協力体制の確立が強く求められる。</p> <p>子をもつ親をとりまく情報環境は多様になっているがインターネット情報には不確実なものも多い。こどもの成長・発達に関する確かな理解や、スキル、基礎的生活習慣が身につく学習機会が必要となっている。</p>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	担当課
42 児童虐待相談対応件数（年間）	件	415 (20年度)	437	405	427	564		—	子育て支援課
43 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	38.9	43.8	47.2	43.6	39.5	42.8	70	子育て支援課
44 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数（累計）	人	1,745 (20年度)	4,820	7,233	9,503	11,638		12,215	庶務課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	115,610千円	100,627千円	114,786千円	102,576千円
事業費	38,762千円	29,333千円	37,147千円	39,102千円
人件費	76,848千円	71,294千円	77,639千円	63,474千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年度に虐待防止のための関係機関連携マニュアルを作成し、更に平成21年度には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会の協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。また、平成23年度からは子育てスタート支援事業及び児童家庭支援士訪問事業を開始したところである。児童虐待への専門的な対応力を向上させるとともに、虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実、要支援家庭への適切な援助と見守りについても、地域ネットワークの強化を目指した取り組みが必要である。

放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きつずクラブが虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。

都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会による関係者間の連携を強化し、虐待予防の取り組みを強化する。養育の困難な家庭に対しては、相談や支援、こどもショートステイ事業などを有効に活用して、虐待の未然防止に取り組んでいく。

また、児童虐待・養育困難への対応として、要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。

具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。

また、地域・家庭における教育力の向上を図るためには、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことが重要である。区立幼稚園・小学校・中学校PTAを対象とした家庭教育学級に、私立幼稚園・公立保育園父母の会を加える。家庭教育学級を、PTA等地域教育力の主体となる団体と協働展開し、地域の子育て経験者など、地域人材の積極的な活用を図っていく。また、教育関係機関と連携し、教育施設訪問型家庭教育支援事業を展開する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。
- ・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、児童虐待予防、再発防止等に努める。
- ・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携しつつ、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。
- ・児童相談所の区移管について、都区間の動向を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を図る。

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(放課後支援課)
 関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、子どもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保</p>	<p>放課後子ども教室(げんきっず)と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。</p>
<p>②こどもの安全を確保する地域環境の創出</p>	<p>こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。</p>

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加している。 平成19年に創設された国の「放課後子どもプラン」を受け、平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。 平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。 平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなるが、平成31年度までに「江東きっずクラブ」を全小学校で展開するほか、児童館事業等関連する事業を推進して対応する。 子ども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、子ども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。 集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後一層、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」を実施していない小学校区の保護者からの要望が増すと思われる。 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
45	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	0	4	11	16	21	26	24	放課後支援課
46	子どもにとって地域環境が安全であると思う区民の割合	%	26.8	30.3	30.7	30.8	31.7	-	50	青少年課

5 施策コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	3,615,802千円	3,309,670千円	3,728,976千円	3,960,662千円	
事業費	2,071,677千円	1,884,840千円	2,206,396千円	2,472,211千円	
人件費	1,544,125千円	1,424,830千円	1,522,580千円	1,488,451千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆「江東きっずクラブ」は、平成26年度26校での実施となり、全小学校44校の半数を超えて開設している。併せて「学童クラブ」が31ヶ所、「げんきっず」は7校で実施しており、放課後等、子どもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。</p> <p>◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きっずクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。</p> <p>◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きっずクラブ」が開設したことによる、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が課題となっている。</p> <p>◆区内の児童館、児童会館では、乳幼児から中学生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高校生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる。</p> <p>◆「子ども110番の家事業」や登下校時の区民の見守り活動の充実は、集合住宅が増加する中、建物の構造上、子ども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。また、集合住宅の偏在もあり人口に比較し協力者が少ない地区が発生している。協力者を増やし区内全域にまんべんなく浸透させていくことが課題となる。</p> <p>◆他の自治体で児童の列に車が突入するという事故が発生している。こうした事故を未然に防ぐため平成24年度に実施した江東区・警察・道路管理者による三者合同通学路安全点検の結果を踏まえ、三者による通学路の安全対策の強化に努めている。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆保護者のニーズが高い「江東きっずクラブ」の全校での実施については、地域の状況や学校の改築、改修工事の状況等を考慮しながらも、より早い開設を目指し計画を推進していく。</p> <p>◆「学童クラブ」については登録児童数の減少しているクラブがあることから、一定の基準を定め、休室や廃室を含めた対応を検討していく。</p> <p>◆児童館、児童会館については「児童館に関する運営方針」に基づき、各館の地域状況を把握し、より利用者ニーズを反映した運営を行っていく。</p> <p>◆臨海部における、乳幼児から中学生を対象とした事業のニーズを把握し、児童館の設置を検討する。</p> <p>◆「子ども110番の家事業」に協力者が少ない地区に積極的に働きかけるとともに、業界団体等にも協力の呼びかけを継続していく。区及び地域等が一体となって「健全で安全な社会環境づくり」を実現していく。</p> <p>◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<p>・江東きっずクラブの全小学校での展開を着実に実施するとともに、学童クラブについては、区民ニーズ等を十分に考慮し、整理・統合を検討する。</p> <p>・江東きっずクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。</p> <p>・子どもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
②青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度より法務省の主導により「更生保護サポートセンター」の設置が急がれている。 平成21年4月、「青少年インターネット環境整備法」が施行された。 平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。 平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多くの体験活動を実践することにより「社会を生き抜く力」を獲得することが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。 平成26年3月「東京都子供・若者支援協議会」が設置された。 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での更生活動が充実しなければ、再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全な地域づくりを阻害する。 インターネットを介しての有害情報にさらされる子ども・若者が増加する可能性がある。 青少年期に必要な体験活動に参加する機会が減少していく。 就労環境の変化や需給のミスマッチにより、正規雇用での就労ができず、非正規雇用・ニート等が増加する。 社会から取り残されたと感じ、ひきこもり状態となる若者が増加する中で、区・地域が連携して解決するネットワークを構築し、ひきこもり・ニート等の困難を抱える若者に対する支援が求められる。 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、江東区内で行われる17競技場の運営を支えるボランティアの養成が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、且つ低年齢化し、様々な体験活動やボランティア活動に参加する子どもの数が減少している。 子どもの規範意識を育むためのコミュニケーション機会の減少から、異世代交流等が図れる居場所作りが求められている。 ひきこもりの問題を抱える家庭への支援の要望が顕在化している。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながる。地域社会にとっても地域活動の継続に欠かすことのできない次世代の育成は重要課題であり、行政と一体となった取り組みが求められる。 インターネットやゲームが普及する中で、青少年を適切に支援する体験活動や居場所を確保しなければ、コミュニケーション能力の欠如等、人間性の成長に影響を及ぼす恐れがある。 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
47	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	140 (20年度)	158	167	166	174		150	青少年課
48	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	776 (20年度)	842	838	729	640		930	青少年課

5 施策コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	313,793千円	291,062千円	316,321千円	714,878千円	
事業費	121,362千円	113,623千円	122,565千円	528,172千円	
人件費	192,431千円	177,439千円	193,756千円	186,706千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆薬物乱用防止や非行対策、ニート・ひきこもり等への支援策において、実務者レベルでの情報交流、行動連携が必要である。◆ニート・ひきこもり等については、都と連携した取り組みを実施しているところだが、区としてもひきこもりの問題を抱える家庭を対象とした相談事業を開始し、着実に支援体制を整備している。今後のニーズを把握し、さらなる拡充も検討する。◆中・高校生の居場所作りにおいては、青少年センターまつりにおける中・高校生ボランティアによる企画・運営の取り組みや自主イベントの開催が実現されてきているが、今後も継続し、さらなる充実が求められる。◆受験勉強や習い事の低年齢化、遊びの変化などで子どもたちの地域での体験活動が不足し、次世代育成が厳しさを増している。特に指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。平成25年度より、ジュニアリーダー講習会への子どもたちの興味関心を喚起するため地域主導による地域体験会の開催や、参加しやすさの観点から講習会回数の減少等の取り組みを行った。今後、その検証をしつつ、講習会の内容・方法を検討していく。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年の抱える課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組み、課題解決の実効性を図っていく。◆青少年委員会との連携をより強固にし、青少年委員会主催の健全育成事業への協力やその事業等をととしてジュニアリーダーの活動の場の拡充を図っていく。◆ひきこもりやニートなど困難を抱える若者に対する支援を専門知識と実績を有する民間事業者と協働して進めていく。◆中・高校生の居場所作りをアウトリーチや中・高校生自身の参画を図ることでより充実させ、自立やボランティア意識の高揚を促進していく。◆青少年センターの施設機能を生かした中・高校生の居場所作りを積極的に進めていく。◆青少年指導者（ジュニアリーダー）の育成は、対象となる児童や保護者の理解が得られるよう、講習のあり方やPRなどをより工夫するとともに、講習会終了後のレベルアップや活動の場の確保を地域連携のもとで取り組んでいく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> ・非行問題や薬物問題等に的確に対応するため、国や都、その他関係機関との役割分担の明確化、連携の強化に取り組み、実効性のあるネットワークづくりを進める。 ・青少年センターのあり方及び効率的な施設の管理運営方法を検討する。 ・現在実施している講習会や講座等について、その目的や効果を改めて精査した上で、より参加しやすいように内容や方法を検討する。 	

1 施策が目指す江東区の姿

後継者・技術者が確保され、地場産業である製造業を中心に区内の産業が活性化されるとともに、情報処理産業を中心とした大企業との連携の強化により、新旧の異業種の共存共栄が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できる経営力をつけるため、制度融資による経営の根幹への支援とともに、ITを活用した情報発信等、中小企業のネットワークを強化します。また、新技術開発・特許・環境認証取得等による競争力・技術力の強化を図り、産学公連携を活性化させます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち、生涯の職として考えてもらえる機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるように支援します。さらに、都立産業技術研究センターとの連携を強化しさまざまな技術者育成に活用します。
③創業への支援	制度融資・相談・セミナーを行い、区内で起業しやすい環境を整え、堅実な創業に対する支援を行い、優良な創業者を育成します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な金融危機が世界同時不況を引き起こした。また国内では、平成23年3月東日本大震災による経済への影響や、環境問題、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞している。更に、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法が終了したこと等により倒産企業が増加した。 ・ 平成25年5月、長く続いた円高から円安への転換に見られる政府主導による経済対策の実施により、経済の低迷期を脱し、回復の軌道に乗りつつあるといえる。しかしながらその影響は、未だ中小企業に達するには至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景気の回復傾向が見られるが、消費税増税の影響も懸念され、特に小規模零細企業においては依然厳しい環境が続くことが想定される。 ・ 区内中小企業(特に製造業)の減少によりモノづくりの衰退が懸念される。 ・ 技能者の高齢化が進み、技能の伝承ができずに技術力・競争力が衰退する。 ・ 少子高齢化により経済規模が縮小するため、事業所数の減少が予想される。 ・ 円安への転換に伴い、長期金利の上昇が予測される。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造、流通構造の変化により経営環境が厳しくなる中で、取引先との連携強化や、人材育成などの現状施策の強化、IT化による経費節減や販路拡大、産学連携による技術開発等への取り組みが求められている。 ・ 創業や新事業展開及び新製品・新技術開発に対し、資金調達やコーディネート等多面的な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内中小企業が産業構造の変化に対応するため、ハード・ソフト面における施策への期待や要望が増加・多様化する。 ・ 個々の企業の孤立化がビジネスチャンスの喪失を招くとともに、技術革新の遅れによる技術力の低下がモノづくり産業の競争力を弱める。 ・ 後継者不足、人材不足により、生産力・技術力が衰退し、事業の継続が難しくなる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
49	事業所数（工業）	事業所	2,380 (17年度)	2,141 (20年度)					—	経済課
	事業所数（商業）	事業所	4,550 (19年度)	5,243 (21年度)					—	経済課
50	製造業における従業員数	人	17,090 (17年度)	16,881 (20年度)					—	経済課
51	K-NETアクセス件数	千件	200 (20年度)	161	206	193	174		230	経済課
52	地場産業の出荷額	百万円	151,790 (17年度)	150,346 (20年度)					—	経済課
53	創業支援融資貸付件数	件	49 (20年度)	56	48	39	36		—	経済課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	1,159,065千円	639,684千円	1,025,862千円	1,062,035千円
事業費	1,054,707千円	543,434千円	928,620千円	962,434千円
人件費	104,358千円	96,250千円	97,242千円	99,601千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>区内の事業所は、従業員20人未満の小規模企業が多く、昭和56年の2664カ所をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、伝統技術を保持している事業所も含まれている。</p> <p>これらの原因には、安価な外国製品の流通や若者の製造業離れといった社会経済状況の変化や、後継者の不在、伝統技術の継承者育成の困難、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業等が考えられる。</p> <p>こうしたなか、区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援策が求められている。</p> <p>一方、産業実態調査によれば、区の恵まれた立地条件を活かして成長を続けている事業所も多く存在する。こうした企業を更に伸ばす施策も求められている。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小企業の情報化支援については時代の変化にあわせ、そのあり方も含め抜本的な見直しを図る。 ◆ 「江東ブランド」事業を展開し、区内の優秀な中小企業を顕彰し、広くPR・情報発信することにより、区内企業全体の活性化を図る。 ◆ 中小企業活動の活性化を図るため、新製品・新技術補助事業における研究開発支援を充実する。 ◆ 産学公連携事業は、産業実態調査結果を踏まえ、あり方も含めた抜本的な見直しを図る。 ◆ 産学交流会や起業家交流会、施設見学会等を通じた、企業と大学、企業間・異業種の交流の場を提供し、企業活動の活性化に繋げる。 ◆ 創業セミナーの開催や相談事業の充実、創業者への家賃助成事業を展開し、区内の創業を支援する。 ◆ 社会経済情勢の変化に応じた融資制度の改定を図り、中小企業の資金調達支援を強化する。 ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、企業活動の起爆剤となる事業を展開させる。

7 二次評価《区の最終評価》
<ul style="list-style-type: none"> ・各種助成事業に関しては、事業の目的・効果を精査し、より一層の整理・見直しを検討する。 ・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、求められる人材の確保や後継者育成に積極的に取り組む。 ・産業実態調査の結果をもとに、より効果的な中小企業支援策を実施するとともに、実効性のある産学公連携を検討する。

1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①利用しやすい商店街の拡充	商店街が取り組む空き店舗の有効利用や、独自サービスに対する支援を充実させ、楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	シンボルマーク・キャッチフレーズの策定や、特色ある外観の創出など商店街が行うPRに対し、積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
大型店の進出またはインターネット販売などによる購買機会の多様化による影響に併せて、集客の核となる店舗及び後継者の不足など、一連の問題が複合的に商店街を疲弊させ、店舗の廃業や休業につながり、空き店舗が増加し活気が失われつつある。一方で平成25年度の産業実態調査では、区内商店街の恵まれた立地環境が確認されている。	会員数の減少や役員の高齢化とともに、商店街数の減少傾向が続き、商店街機能を維持することや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取組み等の機能を備えることが困難となる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
コンビニエンスストア等の品ぞろえの多様化やネット販売の普及で、買い物のあり方が多様化している中、街に活気をもたらす商店街に期待を求める声は産業実態調査での区民アンケートで7割を超えている。また、従来の機能に加え安全・安心、子育て、高齢者対策強化、駐輪場対策など、商店街に対するニーズも多様化している。その一方で、商店街の業種構成不足等により消費者の利用頻度は減少している。	今後も廃業・休業する店舗の増加により、商店街では業種構成が不足し、身近な商品・サービスの提供が限定されることによって、商店街の魅力が損なわれるとともに、高齢者を中心とした近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。また、商店街の組織力低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることが困難となる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
54	1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	2.0	2.1	2.1	1.9	1.9	1.7	3.5	経済課
55	賑わいが増したと回答した商店街の割合	%	11.1	14.8	—	15.1	20.3		20	経済課
56	魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	39.2	41.8	40.2	39.2	41.5	36.7	50	経済課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	180,678千円	135,622千円	215,894千円	216,656千円
事業費	136,154千円	94,580千円	169,551千円	174,370千円
人件費	44,524千円	41,042千円	46,343千円	42,286千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、個店経営者の高齢化、後継者不足による基礎体力の低下など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。</p> <p>商店街組織を維持していくためには、個店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。</p> <p>その一方で、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの活気を創り出し、防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことも期待されていることが、平成25年産業実態調査の区民アンケートで明らかになっている。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる機能を商店街が備えるためにも、様々な角度から商店街を支援していかなければならない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆商店街の基礎を支える商店について、大型店舗にはない個性的な品揃えや、消費者ひとり一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる個人商店ならではの魅力を、積極的に情報発信し、地域商業の活性化を図る。</p> <p>◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。</p> <p>◆商店街が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。</p> <p>◆商店街が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。</p> <p>◆商店街が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。</p> <p>◆東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた商業振興施策として、外国人も含めたより多くの観光客を、区内商店街へ誘導するため新たな施策を推進する。</p> <p>◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や個店の活性化策などを基に、区民および商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<p>・産業実態調査の結果を分析し、必要な情報を商店街と共有しながら、今後の施策展開を検討する。</p> <p>・観光事業と連携した商店街の活性化方策について検討するとともに、オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人にとっても利用しやすい商店街の実現を目指す。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	日々複雑多様化する区民からの相談に適宜適切な解決策の提示を行います。また、困難な事案に対しては、関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月 消費者庁関連3法が成立、同年9月1日消費者庁創設 ・改正貸金業法(総量規制)平成22年6月完全施行 ・平成23年10月 宅地建物取引業法施行規則改正(悪質勧誘禁止) ・平成23年11月 越境消費者センター(海外から購入した商品に関するトラブルの消費者相談窓口)開設 ・平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加) ・平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 ・平成24年8月 消費者基本法改正 ・平成24年8月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置) ・平成24年10月 金融商品取引法改正 ・平成25年6月 食品表示法公布 ・平成25年12月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていかない。 ・通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し消費者被害が増加していく。 ・高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。 ・食については放射能の問題だけではなく、食品表示について消費者の関心が高まることに伴い、不安心理や不信感が継続する。 ・化粧品による消費者被害は、外見ばかりではなく心理面への影響も大きく、不安が増加していく。 ・インターネットによる購入や取引の増加に伴い、国内だけでなく海外の悪質事業者による被害が増加していく。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・製品や食品に対するリスク・事故等に対し消費者の不安要素が高まっているなか、被害の拡大防止、風評被害の防止等のため、安全対策や問題解決へ向けた迅速で適切な情報提供や助言・指導が求められている。 ・高齢者や若者を対象とした悪質商法に対する未然防止のための取組みや被害者の相談に対する迅速で的確な助言、解決が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの製品や食品の安全性、個人情報の不正使用、消費者被害の発生・拡大等、消費者を取り巻く社会環境に対する不安要素が増大していく。 ・食の安全・安心に対する取組や動向に対する消費者の関心は高く正確で迅速な情報の提供が求められる。 ・消費者心理を利用した悪質かつ巧妙な手口が増加し、高齢者や若者など特定の世代を対象とした被害がさらに増えるとともに、消費者被害のグローバル化が考えられる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
57	消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	35.0	34.0	32.7	33.8	30.1	34.1	65	経済課
58	消費者相談の解決割合	%	13.26 (20年度)	12.8	11.3	13.4	14.7		20	経済課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	54,915千円	52,812千円	58,623千円	61,045千円
事業費	28,325千円	28,151千円	28,826千円	30,986千円
人件費	26,590千円	24,661千円	29,797千円	30,059千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、一向に減る気配の無い個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。その一方で、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。</p> <p>◆区民が消費者センターや相談窓口を容易に活用できるように、相談事例や相談方法を明確で分かりやすく紹介した広報紙を年1回作成し、江東区報とともに全戸配布を行うことで消費者行政の浸透を図り、その上でタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。</p> <p>◆消費者センターの周知と相談窓口利用活性化を図るべく、ホームページや広報紙での周知と併せて、出前講座事業の宣伝を行い、若年層や高齢層などの世代別に特化したタイムリーな情報を教育施設や高齢者施設等で発信する。</p> <p>◆食と放射能の問題等から端を発し、度々繰り返される産地偽装や不正表示の問題でさらに増大した、食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にして、迅速で正確な情報提供に努める。</p> <p>◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け、各世代を対象とした金融教育や消費者教育に積極的に取り組んでいく。主として、消費生活相談員と共に各施設等へ出向き、各世代にそれぞれ特化した消費者被害事例を報告し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。</p> <p>◆複雑化・多様化する消費者相談に対し迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<p>・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ適切な解決策を提示できるよう努める。</p> <p>・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等とも連携し、効果的に実施する。</p>	

施策 17

コミュニティの活性化

主管部長(課) 地域振興部長(地域振興課)
 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課)、総務部長(防災課)、地域振興部長(文化コミュニティ財団)、区民部長(区民課)、教育委員会事務局次長(江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を超えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 455,459人(H21.1.1)→487,142人(H26.1.1) ・町会・自治会加入率推移 64.8%(H21.4)→60.6%(H26.4) ・外国人登録、外国人住民者数の推移 18,664人(H21.1.1)→21,234人(H26.1.1) ・NPO法人数 137団体(H21.3)→191団体(H26.3) ・ボランティア数(登録) (団体)84団体(個人)3,430人(H21.1) →(団体)92団体(個人)5,011人(H26.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型、高層マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴い、町会自治会離れが更に進み、加入率の低下により住民同士のコミュニティの希薄化と活動の停滞が懸念される。その結果、地域活動の一層の低迷と共助力が弱まり、災害時の地域における救援活動等は一層難しくなる。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・2020年東京五輪の開催に向け、訪日外国人や建設関係労働外国人の増大が見込まれるとともに、生活情報の多言語化や言語・習慣の相互理解、災害時の地域連携が必要になる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や高齢者の孤独死問題を契機に地域でのコミュニティの必要性が再認識されており、防災、防犯、高齢者見守り等と町会をはじめとする地域コミュニティに求められる役割が重要になっている。 ・人口増加により、新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流の機会となる情報や場が必要とされている。 ・外国人住民数の増加から情報の多言語化や日本語や生活習慣を学ぶ機会、日常生活上での問題などを相談できる体制の整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のコミュニティ活動活性化への支援に加え、災害時の共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、人材の発掘と養成・支援等が求められる。 ・地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。 ・2020年東京五輪の開催に向け、増加する訪日・労働外国人を含む在住外国人と地域との相互理解を一層深める機会の創出や相談機能の充実、民間を含めた生活情報の多言語対応、災害時の他の行政機関・団体との連携体制の整備や多言語支援が必要になる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
59	町会・自治会・NPO・ボランティアなど コミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.4	20.8	22.2	23.2	22.5	21.9	26	地域 振興課
60	区が提供するコミュニティ活動情報を使 ったことがある区民の割合	%	19.3	20.6	23.3	22.6	20.7	20.6	24	地域 振興課
61	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（区民館）	%	56.4 (20年度)	53.7	53.3	52.7	55.6		60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（地区集会所）	%	19.2 (20年度)	17.7	18.5	19.9	20.6		20	地域 振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（文化センター）	%	63.8 (20年度)	62.0	60.8	63.0	60.7		65	地域 振興課
62	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	896 (20年度)	929	543	881	770		920	地域 振興課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	660,177千円	612,286千円	680,958千円	681,230千円
事業費	434,593千円	404,320千円	462,607千円	457,153千円
人件費	225,584千円	207,966千円	218,351千円	224,077千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆急増する大型・高層マンションを中心とした住民のライフスタイルの多様化と若年層の地域への関心の低さは、旧住民との地域コミュニティへの意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新旧住民及び新住民同士の、特にマンションにおける融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会となる情報と場の提供が必要であり、つながりをつくる取り組みが強く求められる。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と向上が目ざされている。◆町会自治会では役員の高齢化と新たな担い手不足から世代交代が行われにくく、活動が固定化しており、幅広い参加につながっていない。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められており、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、区内外国人のニーズを十分把握した上での相互理解を深める機会の創出と、外国人がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化、②マンションを対象とした自治会設立等支援事業、③区、町会自治会及び不動産関係2団体との4者連携による加入促進事業、④町会電子マップによる地域の見える化事業等を軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会等未結成マンションを対象とした設立支援マニュアルや既存団体の活動支援マニュアルの整備、町会等活性化セミナーの開催等による支援を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、「協働事業提案制度」を引き続き実施していく。また、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向けスケジュール化を図っていく。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントを継続的に開催し、様々な世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際理解教育や交流イベントを推進する。また、交流イベントの開催時にアンケート調査を実施するなどして、外国人の生活実態とニーズの把握に努める他、2020年東京五輪を見据えたコミュニティ活動の支援策を検討していく。</p>

7 二次評価《区の最終評価》

- ・誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化のため、地縁コミュニティの強化に取り組みつつ、若年世代のコミュニティニーズの分析・内容把握に努める。
- ・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに、協働体制を支援する中間支援組織が有効に機能するよう、設立を進める。
- ・区内に居住する外国人のニーズを把握・分析し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。
- ・「ことこみゅネット」の認知度を高め、活用を推進し、引き続きコミュニティの活性化を積極的に支援する。

施策 18

地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、
 地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、地域スポーツクラブの育成支援などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させます。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に教育振興基本計画が策定され、社会全体で教育の向上に取り組む方向性が示された。 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比しトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部地域においてニーズが高まっている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定した。 平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関するの基本理念等が規定された。これに基づき、国や都では新たなスポーツ推進の指針となる計画が策定されている。国の計画では、住民が主体的に参画する地域スポーツクラブの育成や区の実情に即したスポーツの推進計画策定が求められている。 平成20年の図書館法の改正により、社会教育における調査、研究及び学習した成果を活用する機会の提供が求められている。 国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、区においても、「江東区子ども読書活動推進計画」を平成23年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設のさらなる効率的な活用が求められる。臨海部地域の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、障害者スポーツを含むスポーツ全般に関する区民の興味・関心が高まる。 スポーツ基本法や国・都の計画を踏まえつつ、区の実情に即したスポーツに関する基本計画を策定する必要がある。 図書館ボランティアの活用拡大や、関連施設等との連携による読書活動の拡大が求められる。 区民や地域団体等が、調査、研究、学習した成果を発揮できる機会の創出が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を実践する世代が就学前のこどもから高齢者まで幅広く、学習メニューの要望も多種多様となっている。 65歳を迎えた団塊世代は生涯学習を通じた地域社会とのかわりを求めている。 区営スポーツ施設では利用者ニーズの把握に努め、そのニーズにあった各種教室・講座を実施してきた。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 こどもの読書環境充実のため、読書活動推進について図書館ボランティア等との連携強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を通して習得したものを地域社会活動に活かせる仕組みづくりや、区民ニーズに対応した多様な生涯学習メニューの提供等、生涯学習環境に対する継続的な支援が求められる。 スポーツ活動では、オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、スポーツに対する興味・関心が一層高まることが予想され、多種多様なニーズを把握することが求められる。 こども・高齢者人口の増に伴い、体力向上や健康維持など、スポーツに求められるニーズが高まる。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、より一層利便性の向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場や機会の拡大を図るために、図書館ボランティア等との連携を一層強化し、有効活用を推進していく必要がある。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
63	生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	18.7	17.5	18.8	19.5	16.8	16.6	25	文化 観光課
64	図書館の登録利用者数（年間）	人	88,784 (20年度)	97,087	95,657	92,123	93,233		92,000	江東 図書館
65	図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,122 (20年度)	4,614	4,624	4,395	4,322		4,500	江東 図書館
66	生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	14.2	13.0	14.3	14.1	12.7	11.7	20	文化 観光課

5 施策コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	8,045,140千円	7,358,792千円	5,857,393千円	6,608,656千円	
事業費	7,307,241千円	6,675,781千円	5,063,887千円	5,974,495千円	
人件費	737,899千円	683,011千円	793,506千円	634,161千円	

6 一次評価<<主管部長による評価>>	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総体的な文化振興に係る基本方針は、今後の検討課題としている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいるため、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。</p> <p>◆区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎えた団塊の世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。</p> <p>◆図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。</p> <p>◆対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。</p> <p>◆地域スポーツクラブはtoto助成金「自立支援事業」により活動を続けている。この事業では、人件費が8年間、事業費が5年間の助成となるが、助成終了後の運営については、助成金以外の収入の確保が必要となる。</p> <p>◆オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として高まるスポーツへの関心に対し、ソフト・ハード両面での充実を図る必要がある一方で、大会開催がもたらす既存のスポーツ環境や事業に対する影響を考慮する必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設先押さえに加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにも繋げていく仕組みとして、リバーガイドや英語解説ボランティアなど先駆的な取り組みを進めているが、今後、退職後の団塊の世代等の知識・経験を活かすことができるよう、区民が企画し、自らが講師となる区民企画講座を拡充するなど、退職者が地域と関わるきっかけとなる事業を推進していく。◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティアの活用を図りながら、各種関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館を目指す。図書館ボランティア等との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステムを有機的に連携したサービス強化を図る。◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設的环境整備や様々な情報提供に対応できる体制づくりに取り組む。◆地域スポーツクラブは一定期間toto助成金を受けられるため、会費を安く設定できている。助成金終了後は会費収入を中心にした自主財源で運営しなければならないため、区として支援のあり方について検討する必要がある。◆「スポーツ推進計画（平成26年度策定予定）」に基づき、区として、スポーツ施設指定管理者、体育協会、スポーツ推進委員等と相互に連携を図りながら、明確な役割分担のもと、スポーツの多様なニーズに応えていく。</p>	

7 二次評価<<区の最終評価>>	
<p>・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、ニーズに対応した事業を展開するとともに、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民の参加を促すような仕組みについても検討する。</p> <p>・スポーツを支える各主体との連携を図り、明確な役割分担のもと、有機的・効果的な事業実施に努める。</p> <p>・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック開催決定を機に、区民が様々なスポーツに親しむ機会を提供する。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿	
性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。	

2 施策を実現するための取り組み	
①男女平等意識の向上	学校や企業、個人、地域に対して、各種啓発活動を行うなど、一人一人の意識改革を図ります。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関係なく家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけや家庭などへの支援を行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法に基づく基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・(H21.4) 次世代育成支援対策推進法改正 ・(H22.12) 国による第三次男女共同参画基本計画の策定 ・(H23.3) 江東区男女共同参画KOTOプラン策定 ・(H24.3) 東京都男女平等参画行動計画改定・東京都配偶者暴力対策基本計画改定 ・(H24.6) 「『女性の活躍による経済活性化行動計画』～働く『なでしこ』大作戦～」策定 ・(H25.4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(生活の本拠を共にする交際相手も法の対象に) ・(H26.4) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・成果主義の進展、パート・派遣労働者等の非正規雇用の増大等、雇用環境の変化がさらに進む。人口減少時代における社会全体の労働力不足等から、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再チャレンジへの支援が一層求められる。 ・女性に対する暴力防止に関して、一応の法整備や地方自治体における暴力防止施策は推進されてきたものの、まだ潜在的被害者は多いと推定され、一層の被害者支援が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の地位の平等感について、前回調査(平成12年)から比べて、家庭生活や地域社会など全体的に若干の改善傾向にあるが、依然として5割以上の人々が男性優遇と考えており、女性だけで見ると6割弱となっている。 ・固定的な性別役割分業意識(※)について、肯定的な回答は女性34.9%、男性49.1%で、男女間の意識に差があり、依然として男性の意識が高い状況である。 ・区の政策などの意思決定の場に、もっと女性の参画が進むことを望むとする意見が全体の8割となっている。 ・仕事と仕事以外の時間的バランスの希望と現実には差がある。 ・東日本大震災の経験を経て、防災に関する区民の意識が高まり、避難所運営などについても男女共同参画の視点が必要となっている。 <p>※固定的な性別役割分業意識：昔からある考え方で「男性は外で仕事、女性は家庭で育児」というような意識。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢の時代を迎え、育児・介護等家庭生活と仕事との両立が図れる環境整備が求められる。 ・団塊の世代が65歳を迎えつつある中で、男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することが出来るような環境整備、意識啓発が一層求められる。 ・更に男女双方の視点に立った政策が求められる。特に東日本震災後は、地域防災計画などにおいてそれが顕著となってくる。 ・国の「女性の活躍による経済活性化行動計画」の推進にともない、区でも女性に対する起業・再就職等総合的な就労支援が求められる。 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正により、交際相手からの暴力に関する相談が増加し、求められる支援も複雑化する。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
67 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	16.7	20.1	20.3	18.3	18.7	13.6	40	男女共同 参画推進 センター
68 区の審議会等への女性の参画率	%	29.3 (20年度)	29.5	30.1	34.1	33.6		40	男女共同 参画推進 センター
69 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	25.2	26.5	28.0	29.9	26.6	27.4	38	男女共同 参画推進 センター
70 DV相談件数	件	1,146 (20年度)	1,773	2,067	2,388	4,234		—	男女共同 参画推進 センター

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	216,386千円	197,446千円	235,809千円	573,668千円
事業費	138,346千円	125,040千円	163,485千円	494,760千円
人件費	78,040千円	72,406千円	72,324千円	78,908千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆男女共同参画意識づくりを広く浸透させるため、広報紙「こうとうの女性」を発行し配布を行っているが、その認知度は低い。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動を展開させるため、その基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを実施しているが、パルカレッジ修了者が必ずしも実際の地域活動に結びついているとは言えない。◆DV問題を主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心として配偶者暴力相談支援センターの機能整備を実施している。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により多岐に渡る相談があるが、現状では関係各課・警察署等との連携により対応してきている。◆広報紙において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の記事を掲載するなど、広く啓発を図っている。しかしながら、実際に取り組んでいる企業は少ない。◆「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」について、周知があまりされておらず、理解している区民は少ない。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆広報紙について、審議会での意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなどの内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラム等の講座企画に参画できるような仕組みづくり等フォローアップを行う。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させるため、専門相談員のスキルアップや各関係所管・警察署等との連携強化を図る。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、支援施策を幅広く検討する。◆第5次男女共同参画行動計画とDV防止法に基づく基本計画に基づき、効果的な施策展開を関係各課と連携して推進する。◆平成26年度実施の「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」の結果を踏まえ、より実行力に富む第6次行動計画を平成27年度に策定する。◆平成27～28年度の男女共同参画推進センターの大規模改修時には、男女共同参画に関する啓発事業・学習事業等は代替不能のため、他施設での実施などに努める。◆「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」について理解を深め、啓発PRに努める。</p>

7 二次評価《区の最終評価》
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画意識について、効果的な啓発方法を検討する。 ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り効率的・効果的に実施する。 ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。 ・DVへの対応は、警察等関係機関との適切な連携を図る。